

平成27年4月  
福 崎 町

## 施工体制台帳の作成について

平成26年度の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大されることになりました。

については、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 施工体制台帳の作成対象

公共工事(随意契約を含む)において下請契約を締結する全ての場合

#### 2 施工体制台帳の様式

町の指定様式又は任意様式

#### 3 提出時期

下請契約を締結後速やかに作成し、町へその写しを提出

#### 4 適用時期

平成27年4月1日以降に契約を締結する公共工事

#### 5 その他

「現場代理人及び主任技術者等並びに下請人等通知書」は引き続き提出が必要です

福崎町役場企画財政課 管財係  
☎0790-22-0560 内線231